

神奈川県県営住宅について

神奈川県 **県営住宅**は、**住宅にお困り**で、**収入が一定以下**など、
下記の**申込資格に該当する方**は、**どなたでも応募可能**です。

- 💡 県内に**200団地**あります。所在地は県のホームページを御覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/shisetsukanri/documents/ichiranh31.html>
- 💡 家賃は、面積や築年数、収入などによって変わりますが、**平均2万円台**です。
- 💡 現在**県外にお住まい**でも**応募可能**ですが、**国内に住民登録が必要**です。



<申込資格> (1)～(7)まで、すべて満たす必要があります。

一般 世帯 向け住宅	一般 単身者 向け住宅
(1) 夫婦(婚約者等含む。)または親子を主体とした世帯であること。	(1) 戸籍上配偶者がいないこと。
(2) 成人であること。	
(3) 住宅に困窮していること。	
(4) 収入が一定以下*であること。	
(5) 都道府県民税・市区町村民税を滞納していないこと。	
(6) 県営住宅の家賃を滞納していないこと。	
(7) 暴力団員でないこと。	

* 給与所得者で、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯などでない場合は、年間の総収入金額が、単身者は2,967,999円以下、2人世帯は3,511,999円以下などがだいたいの目安です。
 詳細は「募集のしおり」(配布場所は下記参照)を御覧ください。

<募集時期>

- ・定期募集(抽選) 5月と11月の年2回 ※新築や空きが出た住宅の募集
- ・常時募集(原則先着順) 4月～、10月～ ※定期募集で入居が決まらなかった住宅等の募集

<「募集のしおり」・申込書の配布場所>

- ・県政情報センター(県庁新庁舎2階)、県政情報コーナー(県合同庁舎内など)
- ・県立図書館、県税事務所、県保健福祉事務所、県立病院
- ・市役所、区役所、町役場、村役場(住宅部局、福祉部局など) など

<注意事項>

- ・資格審査のため審査会場に、また入居手続・説明のため入居手続・説明会場にお越しいただく必要があります。
- ・入居後は他の入居者の迷惑となる行為を慎むとともに、自治会に加入して、草刈りや清掃などの自治会活動に参加してください。
- ・入居後、収入が一定額を超えた場合は、退去が必要になります。
- ・入居後、家賃を滞納された場合、訴訟(裁判)などにより住宅の明渡し請求を行うほか、明渡しの強制執行を行うこともあります。

<備考(申込書の「住宅に困っている状況」欄の記載について)>

申込書の「住宅に困っている状況」覧について、現在、施設にお住まいなどで住居がない方は、「⑥正当な立ち退き要求を受けている」を選択し、「理由」欄に状況を記載してください。
 (例) 現在、入所している〇〇施設を退所しなくてはならないため

<募集についてのホームページ>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/index.html>



<募集についてのお問合せ先>

(一社) かながわ土地建物保全協会 入居者募集担当

電話 045-201-3673 受付時間 平日 8時30分～17時30分(土曜・日曜・祝日を除く。)